

水道事業等の認可の手引
(昭和六〇年六月)
(厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課)

目次

- 1 事業認可に際しての留意事項
 - 1 1 水道の広域的整備と維持管理体制の充実について
 - 1 1 1 水道事業の創設・変更
 - 1 1 2 水道用水供給事業の創設・変更
 - 1 2 水資源開発計画の取扱い
 - 1 3 供給条件
- 2 申請書の審査上の基本事項
 - 2 1 申請書
 - 2 2 申請書添附書類
 - 2 2 1 経営を必要とする理由を記載した書類
 - 2 2 2 法人又は組合である場合は、水道布設に関する意思決定を証する書類
 - 2 2 3 市町村以外の者である場合は、同意書
 - 2 2 4 取水の確実性を明らかにする書類
 - 2 2 5 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款、寄付行為又は規約
 - 2 2 6 給水区域の重複、専用水道の状況を明らかにする書類及び図面
 - 2 2 7 給水区域を明らかにする地図
 - 2 2 8 水道施設の位置を明らかにする地図
 - 2 2 9 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
 - 2 2 10 主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 2 2 11 導水管きよ、送水管及び主要な配水管の配置状況を明らかにする平面図、縦断面図
 - 2 3 事業計画書
 - 2 3 1 給水区域、給水人口及び給水量
 - 2 3 2 水道施設の概要
 - 2 3 3 給水開始の予定年月日
 - 2 3 4 工事費の予定総額及びその予定財源
 - 2 3 5 給水人口及び給水量の算出根拠
 - 2 3 6 経常収支の概算
 - 2 3 7 料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件
 - 2 3 8 厚生省令で定める事項
- (1) 工事費の算出根拠
- (2) 借入金の償還方法
- (3) 料金の算出根拠
- (4) 給水装置工事の費用の負担区分を定めた根拠及びその額の算出方法
 - 2 4 工事設計書
 - 2 4 1 一日最大給水量及び一日平均給水量
 - 2 4 2 水源の種別及び取水地点
 - 2 4 3 水源の水量の概算及び水質試験の結果
 - 2 4 4 水道施設の位置、規模及び構造
 - 2 4 5 浄水方法
 - 2 4 6 配水官における最大静水圧及び最小動水圧
 - 2 4 7 工事の着手及び完了の予定年月日
 - 2 4 8 厚生省令で定める事項
 - (1) 主要な水理計算
 - (2) 主要な構造計算
 - (3) 主要な水道施設の施工方法の概要
- (参考)
 - 1 認可基準について
 - 2 変更認可の取扱いについて
 - 1 事業認可に際しての留意事項
 - 1 1 水道の広域的整備と維持管理体制の充実について
 - 1 1 1 水道事業の創設・変更

水道事業の認可に際し、次の点を確認する。また、必要に応じ、当該水道事業が給水する市町村内に

ある水道の現況（様式 - 1 参照）を確認することとする。

(1) 維持管理体制の充実、給水の安定性の向上及び料金格差の是正を図るため、水質検査、点検業務等維持管理の共同化及び同一市町村内の隣接する既存の水道事業の統合について、配慮されていること。（計画給水人口一〇万人を越える水道事業体にとっては、自己検査体制の整備が図られていることが望ましいこと。）

(2) 水道未普及地域を解消するため、水道の施設整備が、具体的計画に基づき促進されること。特に、既設水道の拡張によって未給水地域の解消が可能であり、かつ、合理的であると考えられる場合は、既設水道の当該地域への拡張が図られること。

(3) 広域的水道整備計画の策定されている地域においては、これとの整合性が図られていること。ただし、計画の内容について、重要な変更を行なうべき事由の発生等により計画を改定すべきと認められる時は、所要の改定措置が行なわれること。

1 1 2 水道用水供給事業の創設・変更

水道用水供給事業はその事業の性格上、特に広域的な配慮が必要であるので、事業認可に際し、以下の点を確認することとする。

(1) 創設事業においては、原則として、事業認可に先行して策定された広域的水道整備計画に基づくものであること。

(2) 事業変更においては、広域的水道整備計画と整合したものであること。また、広域的水道整備計画の改定が必要な場合には、これが行なわれていること。ただし、既設の事業で広域的水道整備計画が策定されていないものにおいては、都道府県知事が策定する水道整備基本構想に配慮したものであること。

(3) 適切かつ合理的な事業計画となるよう受水事業者との十分な連絡調整が図られていること。

1 2 水資源開発計画の取扱い

水道事業等は水需要の長期的な展望に立って、適切な先行性を持った水資源開発を行なっていかなければならないが、水資源開発には相当の投資及び期間を必要とするため、事業実施に当たっては、確度の高い需要予測を基に、事業経営・財政面からの十分な検討がなされなければならない。

特に、事業計画の目標年次において水資源開発施設の開発水量に余裕がある事業認可に際しては、需給計画において水資源開発施設の位置付けが明確であるとともに、給水原価及び料金への影響等が目標年次以降の一定期間について把握されていなければならない。

1 3 供給条件

水道事業の供給条件は、水道法第八条第五号の規定により、法第一四条第四項各号に規定する要件に適合していなければならない。

供給条件は、それぞれの事業体によって歴史的沿革、経営規模や経営環境が千差万別であり、社会政策的配慮が強く要請される等一定の基準によって律し得ないのが実情であるが、水道法、地方公営企業法、地方自治法等の諸規定に適合しなければならず、一定の期間において、必要に応じ、供給条件の見直しが行なわなければならない。特に、水道料金は明確な料金体系をもって公正妥当に設定されなければならないが、料金の設定に当たっては、料金体系、原価の配賦方法等について、慎重な検討がなされなければならない。

一方、水道用水供給事業の用水料金については、受水事業体における水道料金の急騰や高料金化を招くこととならないよう、料金の算定方法、料金体系等の面から、十分な考慮が払われていなければならない。

2 申請書の審査上の基本事項

2 - 1 申請書

申請者の住所及び氏名（法人又は組合においては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）並びに水道事務所の所在地が記載されたもの。（申請者は、申請書の記載事項に変更を生じた時は、速やかに、その旨を厚生大臣等に届出なければならない。）

2 2 申請書添附書類

2 2 1 経営を必要とする理由を記載した書類

当該事業経営の必要性が簡潔に記載されていること。

2 2 2 法人又は組合である場合は、水道布設に関する意思決定を証する書類

法人又は組合である場合は、設置条例、給水条例、総会等の水道布設決議書及び布設予算決議書等が必要である。

2 2 3 市町村以外の者である場合は、法第六条第二項の同意を得た旨を証する書類

市町村以外の者には、法人、組合のみならず都道府県及び一部事務組合も含まれ、これらの者が水道事業等を経営する場合は、水道法第六条第二項の規定により、市町村の同意が必要である。なお、市町村の同意は、当該市町村が水道布設を議会の議決事項として指定したとき（地方自治法第九六条第二項）又は水道事業を営もうとする者が地方公共団体であって水道布設が公の施設の区域外設置

に該当するとき（地方自治法第二四四条の三）は、議会の議決を経ることが必要であるが、それ以外の場合にあっても、議会の議決を経ることが望ましい。

2 2 4 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類

既設の水源を含む全ての水源について、取水の確実性が証せられていること。（浄水方法のみを変更する場合は、規則第八条の規定により、書類の添付は要しない。）

(1) 既設水源

各水源ごとに最も新しい年度における一年間程度の取水実績が、様式 - 2 により整理されるとともに、河川法等に基づく水利使用許可の必要なものにあつては、最新の許可書の写しが添付されていること。ただし、地下水を水源とする場合で、取水実績の最大値が計画取水量に満たない場合等前記の取水実績のみでは、取水の確実性を証することが出来ないと判断される場合には、次に示す新設水源に準じたものであること。

(2) 新設水源

ア 河川水等を水源とする場合

河川管理者の水利使用許可の必要なものにあつては、原則として、許可書の写しが添付されていること。

水利使用許可申請中のものについては、水利使用の許可権者に申請書が受理されたことを証する書類をもって、許可書に代えることが出来るものとする。また、ダムの建設等により開発される河川水を水源とする場合は、当該水源の基本計画・基本協定等公式に定められた書類をもって、取水の確実性を証するものとする事が出来るが、当該水道事業による給水開始がこれら事業の完了に先行するものであつて暫定水利権が必要となるものについては、暫定水利使用の見通しが明らかにされていること。

農業用水、工業用水等の転用に当たっては、当事者間の同意が得られているとともに、河川管理者および関係行政機関との調整が図られていること。

水利使用許可が不要なものにあつては、当該水源に係る関係者間の調整が図られているとともに、その取水量は、湧水期における水量測定の結果から、十分な安全性が見込まれていること。（湧水の場合も、これに準じる。）

イ 地下水を水源とする場合

計画揚水量が、試験井等における揚水試験、群井試験等の結果、又は取水予定地点付近にあつて取水予定の滞水層と同一の滞水層を水源とする既設井の取水実績等に基づき、十分な安全性を見込んで決定されていること。また、地盤沈下対策の一環として条例等による地下水採取規制のある場合は、それに従うこと。（取水井の掘削について、地権者・地元と十分な調整が図られたものであること。）

ウ その他

水道用水供給事業から受水する場合は、原則として、目標年次までの各年度毎の受水量が明らかにされていること。この場合、水道用水供給事業者との間の目標年次における受水協定書等が添付されていること。また、各年度毎の受水契約書等があれば、これが添付されていること。

また、他の水道事業から分水を受ける場合は、分水協定書が添付されていること。

(3) 予備水源の取扱い

ライフラインの確保の観点から予備水源を保有することは望ましいことであるが、予備水源は認可水源の水量不足等の事態に対処しようとするものであり、その使用は、原則として、地震、湧水、水質事故等事業計画上考慮しえない事象の発生時にのみ一時的に行われるものである。したがって予備水源の保有については、認可の審査対象とは見なされないが、認可時に予備水源の位置付け、運用等について整理されることが望ましい。

2 2 5 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款、寄付行為又は規約

地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款、寄付行為又は規約によって、法人等の目的、内部組織等に関する定めが示されていなければならない。（浄水方法、水源の種類又は取水地点のみを変更する場合は、規則第八条の規定により、当該書類は要しない。）

2 2 6 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類及び図面

簡易水道等を統合する場合は、廃止許可書が添付されるとともに、区域内に専用水道が設置されている場合は、給水人口、給水量、水源及び今後の上水道への統合の可能性等がまとめられていること。（浄水方法、水源の種類又は取水地点のみを変更する場合は、規則第八条の規定により、当該書類等は添付を要しない。）

図面は、原則として、2 2 7 及び 2 2 8 と共に、一葉の図面であること。図面に関する一般的注意事項は、昭和三十七年二月二日付環水第六号水道課長通知「水道の布設工事の監督の強化と事業認可の申請等について」によることとし、以下、同様とする。

2 2 7 給水区域を明らかにする地図

既認可の給水区域と新たに認可を受けようとする区域とを区分して、2 2 8に示すところにより表わされていること。

2 2 8 水道施設の位置を明らかにする地図

行政区域、給水区域、行政区域内にある他の水道の位置、水源・導水・浄水・送水施設、配水池及び配水本管が、一葉の地図（縮尺1/10,000～1/25,000）に記入されていること。（浄水方法、水源の種別又は取水地点のみを変更する場合は、規則第八条の規定により、これを添付する必要はない。）なお、変更認可申請の場合は新旧の色分けがなされていること。（既設施設/黒色、親設施設/赤色）なお、水道施設には主要な計画諸元が付記されるとともに、計画給水区域等の色分けは次によったものであること。

行政区域 茶色

既認可給水区域・給水対象 青色

新設・拡張区域 赤色

簡易水道の給水区域 緑色

専用水道の位置 黄色

2 2 9 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図

地図の縮尺は1/1,000～1/5,000であること。

2 2 10 主要な水道施設（2 2 11に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

所要の図面は、主要構造物の主要な寸法、構造のわかるものであること。ただし、主要構造物とは、ダム及び取水堰（水道事業者等が設置したもの）、取水門、取水塔、浅井戸、深井戸、接合井、ポンプます、沈砂池、凝集池、沈でん池、ろ過池、浄水池等主要な浄水施設、配水池、配水塔、高架タンク、圧力水槽、導水・送水きよとする。

なお、図面の縮尺は次のとおりであること。

(1) 取水場、浄水場、配水場等の一般平面図

1/500～1/1,000

(2) 主要な水道施設の水位高低図

縦1/100又は1/200横任意

(3) 主要構造物の一般図 1/100～1/500

(4) 主要構造物の構造詳細図 1/10～1/100

2 2 11 導水管きよ、送水管及び主要な配水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

平面図には測点符号、管種、管径、延長のほか、制水弁、消火栓、河川・軌道横断、中継ポンプ場等の位置が明示されていること。

縦断面図には、このほか測点区間距離、管中心、地盤高、静水位、動水位が記載されていること。

なお、図面の縮尺は、平面図1/1,000～1/10,000、縦断面図縦1/200～1/400、横1/1,000～1/5,000であること。

2 3 事業計画書

2 3 1 給水区域、給水人口（給水対象）及び給水量

給水区域は、原則として、字名、町名等で記載されていること。なお、変更認可の場合は、拡張区域が明示されていること。

さらに、設置条例又は給水条例において、給水区域、給水人口（給水対象）、給水量が記載されている部分の写しが添付されていること。

給水人口及び給水量は、目標年次に至る各年度毎に、明記されていること。

2 3 2 水道施設の概要

水道施設の全体構造、主要施設の容量又は能力、主要施設の概要が、簡潔に記載されていること。（フロッシーの添付が望ましい。）

2 3 3 給水開始の予定年月日

給水区域内の需要者に対する給水開始の予定年月日が明示されていること。

給水区域を幾つかの区域に分けて段階的に給水を開始しようとする場合には、それぞれの区域に対する給水開始の予定年月日が明示されていること。（少なくとも、一部給水及び全部給水の開始予定年月日が定められていなければならない。）

2 3 4 工事費の予定総額及び予定財源

工事費は、水道の布設工事等に要する費用、ダム等の負担金又は分担金、工事に係る用地費及び補償費並びに事務費等事業の実施に要する全ての費用をいい、様式 3に従い、事業実施年度毎に工程別の工事費及び財源が明示されていること。

2 3 5 給水人口及び給水量の算出根拠

給水人口及び給水量は、事業経営の根幹をなすものであるから、確実な根拠によって設定されなけれ

ばならない。需要予測の詳細は、水道施設設計指針・解説によるものとする。

(1) 給水人口の算出

給水人口は、計画給水区域内の常住人口を推定した上、この推定人口に給水普及率を乗じて定められること。

常住人口の推定は、通常、地方公共団体が策定する基本構想等と整合していることが望ましいが、基本構想等の計画値が水道計画上不相当と考えられる場合には、別途の推定により行われていること。

(2) 給水量の算出

ア水道事業の場合

給水量の算出は、過去の用途別給水量を基に行うことを原則とする。(過去の給水量を用途別に把握できない事業体にあつては、これによらず一人一日当りの給水量から算出して差支えない。)なお、給水量は様式 4 により、整理されていること。

イ水道用水供給事業の場合

給水量は、受水する水道事業毎に算出した給水量を基に、各水道事業の自己水源充当量を勘案して、算出するものとする(様式 - 5 参照)。なお、受水量の算出根拠を示す書類として、各水道事業における給水量及び自己水源充当量が合理的に設定されていること。

2 3 6 経常収支の概算

損益勘定及び資本勘定が、目標年次に至る各年度ごとに、水道台帳に示す様式に従って、記載されていること。なお、勘定の積算根拠は、科目ごとに明らかにされなければならない。

2 3 7 料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件

供給規定として定めなければならない供給条件は、具体的には法第一四条第四項の規定により、料金 水道事業者の責任に関する事項 需要者の責任に関する事項 給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法であつて、これは条例、規程の形式で定められるものであるため、この写しが添付されていること。

2 3 8 厚生省令で定める事項

(1) 工事費の算出根拠

工事費総括書、本工事費内訳書が、様式 6 及び 7 により記載されていること。なお、一位代価表は、提出を要しない。

(2) 借入金の償還方法

償還金の額が最大となる時期を含む一定期間について、償還金の元金及び利息の合計額が、年度毎に、明らかにされていること。

(3) 料金の算出根拠

目標年次までの給水原価が算出されるとともに、この期間の水道料金設定の考え方とその算出根拠が明示されていること。

(4) 給水装置工事の費用の負担区分を定めた根拠及びその額の算出方法

給水条例で示された給水装置工事の費用の負担区分とその額の算出方法について記載されていること。

2 4 工事設計書

2 4 1 一日最大給水量及び一日平均給水量

目標年次まで、各年度毎に記載されていること。

2 4 2 水源の種別及び取水地点

水源の種別及び取水地点が記載されていること。なお、水源の種別の区分は、一般に、河川水(自流水) 湖沼水(自流水) ダム水(放流水を含む。) 伏流水 浅層地下水 深層地下水 湧水 他の水道から供給を受ける水であり、取水地点は、地番、地先名、認可申請書添附書類等によって特定するほか、地下水にあつては採取深度も含めるものとする。

2 4 3 水源の水量の概算及び水質試験の結果

水源の水量の概算は、河川水、湖沼水、ダム水、伏流水等の流水占用の許可に係るものにあつては、許可水量又は許可見込水量と目標年次までの各年度毎の計画取水量、それ以外の場合にあつては、流量測定、揚水試験等の結果から得られた取水可能量と目標年次までの各年度毎の計画取水量が記載されていること。

水質試験に関する添附書類は、次のとおりであること。

(1) 水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで過去一年間に行った原水の全項目試験結果(表流水にあつては少なくとも四半期ごと、地下水にあつては複数回行うこと。)また、必要に応じて行った生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、侵蝕性遊離炭酸(地下水源であつて、pH が六・五以下のものについては必ず測定すること。)アンモニア性窒素等の試験結果

(2) 水質基準の値に近いもの(一般細菌、大腸菌群、濁度等を除く。)がある場合は、相当頻度(月・週一回、一年間程度)の試験結果

(3) 必要に応じて行った水源水質の将来予測結果

(4) 原水及び既存施設によって供給される水のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び一、一、一、トリクロロエタンの検査結果

(5) 既存施設により供給される水の複数回の全項目試験結果及びトリハロメタンの検査結果

2 4 4 水道施設の位置、規模及び構造

水道施設について、その設置場所、標高、水位（変動する場合には、高水位及び低水位）、規模（容量、寸法等）及び構造（形状、材質、型式等）が記載されていること。

なお、変更の場合は新旧の対比ができるものであること。

2 4 5 浄水方法

浄水方法について、工程ごとに処理の主要諸元（薬品注入量、滞留時間等）が記載されていること。特殊処理（粒状活性炭処理、オゾン処理、生物処理等）を行う場合、又は、水道施設設計指針・解説に記載のない施設を利用する場合には、実験データ等が添付され、処理の安全性・確実性・経済性及び維持管理計画等が明らかにされていること。なお、オゾン処理を行う場合は、原則として、活性炭処理を併用するものであること。

2 4 6 配水管における最大静水圧及び最小動水圧

配水管の各部について、作用する水圧の範囲が、最大静水圧及び平時、火災時における最小動水圧として記載されていること。

2 4 7 工事の着手及び完了の予定年月日

水道施設の工事の着手予定年月日及び完了予定年月日が記載されていること。

2 4 8 厚生省令で定める事項

(1) 主要な水理計算

水源から配水管の末端に至るまでの主要な配水系統の水位、水圧、水量等に関する計算が記載されているとともに、各施設の計画諸元がまとめられていること。

記載すべき工種は、浅井戸、深井戸、取水門、取水塔、取水わく、取水管きよ、集水埋管、ダム、凝集池、沈澱池、ろ過池、洗浄水槽、曝気設備、配水池、配水塔、高架タンク、圧力水槽、ポンプ設備、管きよ（導水、送水、配水幹線及び主要施設の連絡管きよを含む。）とする。

(2) 主要な構造計算

水道施設の水圧、土圧、地震力その他の主要な荷重に対する強度、安定性等の計算が記載されていること。ただし、ここで記載すべき構造物とは、2 2 10 に示した主要構造物とする。

(3) 主要な水道施設の施工方法の概要

特殊な施工方法（送水管の海底布設工法、隧道掘進工法、ダム築造工法、河川・軌道横断等における特殊施工方法）を採用する場合、その概要が記載されていること。

様式 1 水道の現況

施設別の給水状況

水道の種類・名称	現在給水人口（現在利用人口）
上水道 水道 簡易水道 地区簡易水道 専用水道 専用水道	
小計	
飲料水供給施設 か所 *) その他の水道 か所	
小計	
合計	

*) その他の水道とは、専用水道に該当しない自家用水道等をいう。

水道事業の現況

(1) 施設及び給水の現況 (年度)

項 目	水道	簡易水道
計 画 給 水 人 口 (人)		
計 画 給 水 量 (m ³ /日)		
公 称 施 設 能 力 ¹⁾ (m ³ /日)		
現 在 給 水 人 口 (人)		
1日最大給水量 (m ³ /日)		
1人1日最大給水量 (L/人/日)		
施 設 利 用 率 ²⁾ (%)		
有 効 率 (%)		

(注1) 公称施設能力は配水能力により表示する。

(注2) 施設利用率とは公称施設能力に対する1日最大給水量の割合をいう。

(2) 水質の現況と水質管理

ア 原水水質の現況

	水 源	水 質 項 目 (注)	最 大	平 均	最 低
水道	水道	鉄			
	水源	濁度			
簡水	水源	濁度			

(注) 水質項目は、水質基準の項目のうち、水質基準に照らして何らかの処理を講じる必要のある項目(水質基準の範囲を超えることのある項目)について示す。

イ 浄水水質の検査箇所数

水 道 の 名 称	毎 日 検 査	毎 月 検 査	毎 年 検 査
水 道			
簡 易 水 道			

ウ 水質検査の実施体制

水 道 の 名 称	毎 月 検 査	毎 年 検 査
水 道	自 己 検 査	自 己 検 査

業											
	ダム等負担金										
	用地費及び 補償費										
	調査費										
	工事雑貨										
	事務費										
	合計										
同上財源	企業債										
	料金収入充当										
	一般会計繰入										
	その他										
	合計										

様式 4 給水量の実績及び予測表

項目		\ 年度(昭和)		0	・・・	59	60		目標 年次
行政区域内人口(人)									
計画給水区域内人口(人)									
現在給水人口(人)									
普及率(%)									
給水戸数(戸)									
用途別 水	有 効 水 量	生活用	一人一日平均使用水量 (L/人/日)						
			一日平均使用水量 (m3/日)						
		業務・ 営業用	一日平均使用水量 (m3/日)						
			工場用	一日平均使用水量 (m3/日)					
		その他	一日平均使用水量 (m3/日)						

量	計						
	無収水量 (m ³ /日)						
	無効水量 (m ³ /日)						
一日平均給水量 (m ³ /日)							
一人一日平均給水量 (L/人/日)							
一日最大給水量 (m ³ /日)							
一人一日最大給水量 (L/人/日)							
有収率 (%)							
有効率 (%)							
負荷率 (%)							

様式 5 給水量の実績及び予測表

		年度					(目標年次)
市	給水人口 (人)						
	給水量 (m ³ /日)						
	自己水源充当量 (m ³ /日)						
	受水量 (m ³ /日)						
× × 町	給水人口 (人)						
	給水量 (m ³ /日)						
	自己水源充当量 (m ³ /日)						

合	給水人口 (人)						
	給水量 (m ³ /日)						

計	自己水源充当量 (m3/日)					
	受水量 (m3/日)					

様式 6 工事費総括所

費目	種目別	施設名	単位	金額	備考
工事費	本工事費 (含付帯工事費)	貯水施設	1式		
		取水施設	"		
		導水施設	"		
		浄水施設	"		
		送水施設	"		
		配水施設	"		
	ダム等負担金	"			
	用地費及び補償費	"			
	調査費	"			
工事雑費	"				
事務費	同左	"			
	計				

様式 7 工事費内訳書

費目	種目別	施設別	工種別	形状寸法等	単位	単価	金額	備考
工事費	本工事費 (含付帯) (工事費)	貯水施設	堤体工		1式			
			管理設備工		"			
			仮設備工		"			
		取水施設	取水堰築造工		1式			
			取水ポンプ室築造工		m ²			
			取水ポンプ設備工	型 Q = L / mm	台			

導水施設	導水管布設工	SP 2,000 シールド	m			
	"	SP 1,100 シールド	"			
浄水施設	着水井築造工	RC造(Wm × Lm × Hm)	池			
	凝集池	"	"			
	薬注設備工	PAC、苛性 ソーダ、塩素	1式			
	混和池築造工	RC造(Wm × Lm × Hm)	池			
	薬品混和設備工	ミキサー	1式			
	受変電	"	"			
	計装	"	"			
	敷地造成工		m ²			
	場内配管工	D C I P 200	m			
送水施設	送水管布設工	SP 1,500 シールド	m			
	"	SP 1,000 推進	"			
	"	D C I P 600開削	"			
	水管橋下部工		1式			
	" 上部工	逆三角トラス	m			
	加圧ポンプ室築造工	R C造	m ²			

			" 設備工	型 Q = L / ml	台			
		配水施設	配水池築造工	R C造 m3	池			
			配水管布設工	D C I P 400開削	m			
	ダム等負担金				1式			
	用地費及補償費				"			
	調査費				"			
	工事雑費				"			
事務費	同左				"			
	計							

参考

1 認可基準について

水道事業等の認可基準は、水道事業については法第八条、水道用水供給事業については第二八条に規定されているところである。

(1) 一般の需要への適合

水道事業は、公共の福祉、利益の増進に資する観点から、特定の者の需要その他の個別的な事情のみに基づいて行なわれるものではなく、ひろく不特定多数の者の日常的な需要に応じるものでなければならない。この場合、水道事業は、継続的事业であるから、相当長期にわたる将来を見通しての需要にも対応できるものでなければならない。

(2) 計画の現実性と合理性

水道計画が確実に実施されるもので、かつ、その計画が技術的、財政的観点等から合理的でなければならないことをいうものである。水道の事業計画は、水道の計画的整備に関する施策に基づいて策定されるのが望ましいが、このような計画がない場合においても、計画の全般にわたり、的確性、実現可能性、経済性等の広い観点から、その現実性と合理性を確保する必要がある。

(3) 施設基準への適合

水道施設が法第五条の施設基準に適合し、所要の水道水の供給を行えるかどうかの確認を行うものである。

(4) 給水区域の重複の排除

水道事業の地域的独占経営を認めて重複投資を避け、事業の計画的経営を可能にする趣旨で規定されたものである。

(5) 供給条件の要件

供給条件は、水道事業者が地域的社会的諸条件に応じて自主的に、また、需要者に対し予め一方的に定めるものであるので、需要者の利益を保護する趣旨から、供給条件は法第十四条第四項各号に規定する要件に適合しなければならない。

(6) 経理的基礎の現実性

地方公共団体以外の者が水道事業又は水道用水供給事業を行おうとする場合、事業の経営を恒久的に遂行することができる経理的基礎が確実であるかどうかの確認を行うものである。

(7) 公益性

前各号に掲げた基準の補完基準であって、その申請内容が前述のほか公共の福祉、利益の増進に資するものかどうかの判断を加えるときの基準である。

2 変更認可の取扱いについて

水道事業又は水道用水供給事業の認可は、事業を創設しようとする場合、又は、事業内容を変更しようとする場合に必要となる。認可が必要となる事業内容の変更とは、水道法第一〇条、第三〇条の規定により、認可を受けた事業計画の内容変更のうち表 1 に示す範囲のものである。

表 1 変更認可の要件

事業形態 範囲 \	水道事業	水道用水 供給事業
(1) 給水区域の拡張 (2) 給水対象の増加 (3) 給水人口の増加 (4) 給水量の増加 (5) 水源の種別の変更 (6) 取水地点の変更 (7) 浄水方法の変更		

なお、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更が、給水区域の拡張又は給水人口、給水量若しくは給水対象の増加に伴うものであるときは、当該変更は、給水区域の拡張又は給水人口、給水量若しくは給水対象の増加の認可として取り扱う。

認可は目標年次までの事業計画全体について行われるものであるので、例えば、取水地点の変更認可に当たって、給水人口、給水量の減少を伴う場合には、変更(減少)後の給水人口、給水量について、認可を受けることになる。

変更認可の要件は次のとおりである。

(1) 給水区域の拡張

水道事業者は、給水区域外の需要者(専用水道、工場等を含む。)に対して給水を行おうとするときは、当該需要者を給水区域に含むよう、給水区域の拡張について認可を受けなければならない。

ただし、他の水道事業者が当該需要者に給水を行っている場合は、その水道事業者は当該需要者に係わる既存の給水区域について、水道事業の廃止の許可を受けなければならない。

一方、給水が開始されていないものの当該需要者が既に他の水道事業の給水区域内に存在する場合であって、需要者に対する給水が地域社会的事情等から当該水道事業によりがたいと客観的に判断され、法第三五条の認可の取消の理由に該当しているときには、認可の取消が行われなければならない。

なお、他の水道事業者への浄水の分水は、それ自体、水道の認可を要しないが、分水を行おうとする水道事業者が当該浄水の分与を恒久的に行おうとする場合は、その部分について水道用水供給事業となるので、併せて水道用水供給事業の認可が必要となる。

(2) 給水対象の増加

水道用水供給事業者は、既存の事業計画で給水対象とされていない水道事業者に給水を行おうとする場合は、変更認可を受けなければならない。

(3) 給水人口の増加

水道事業者は、実際の給水人口が計画給水人口を上回ることが予測される場合には、予め計画給水人口の増加について認可を受けなければならない。

(4) 給水量の増加

需要者の増加により、計画給水量の範囲内では十分な給水が確保されないことが予測される場合には、予め計画給水量の増加について認可を受ける必要がある。

(5) 水源の種別の変更

水源の種別の変更とは、工事設計書に記載された水源の種別の区分を変更することをいう。

ここで、水源の種別は次のように区分するものとする。

河川水(自流水)

湖沼水(〃)

ダム水(放流水を含む。)

伏流水(河川法の適用を受けるもの。)

浅層地下水（第一不透水層より表層部の地下水）

深層地下水（第一不透水層より深層部の地下水）

湧水

他の水道から供給を受ける水

なお、ある種別の水源を廃止すること自体は、水源の種別の変更にならないが、これに伴い既存水源と異なる種別の水源を設ける場合は、変更認可が必要である。

(6)取水地点の変更

取水地点とは、工事設計書に記載され、かつ、水道施設の位置を明らかにする地図（規則第三条第八号）に示された取水地点をいう。

取水地点の変更は、地番、地先名、認可申請書添付書類等によって特定された地点を変更（取水地点を増加させることを含む。）する場合のほか、地下水にあっては採水層を変更する場合も含まれるが、取水地点の廃止、他の水道からの受水地点の位置変更は取水地点の変更に該当しない。

なお、井戸の深度を変えることによって、水源の種別が同時に変更される場合は、水源の種別の変更として扱うものとする。

(7)浄水方法の変更

浄水方法の変更とは、工事設計書に記載された浄水処理の工程に変更を加えること、または、沈でん池やろ過池等の型式を変更することにより、当該施設の処理機能又は処理能力に変更を及ぼすことをいい、浄水場毎に変更の有無を判断する。

具体的には左記による。

既認可の浄水処理工程に表 2 に示す区分の浄水処理工程を新たに付加する場合

既認可の浄水処理工程の一部若しくは全部を廃止又は表 2 に示す区分を超えて変更する場合

同一区分の浄水処理工程であっても、その目的及び処理能力に重大な変更を生じる場合

例、遊離炭酸除去のためのエアレーション設備を、トリクロロエチレン等の除去のために用いようとする場合

表 2 浄水処理工程の区分

施設種別	区分(1)
沈でん池	普通沈でん池（薬品処理可能なものを含む。） 薬品沈でん池（横流式で傾斜板等を設置しないもの。） 薬品沈でん池（横流式で傾斜板等を設置するもの。）(2) 薬品沈でん池（上向流式のもの。） 高速凝集沈でん池
ろ過池	緩速ろ過池 急速ろ過池
その他の処理設備	エアレーション設備 除鉄・除マンガン設備 活性炭処理設備(3) オゾン処理設備 フッ素除去設備
その他	「水道施設設計指針・解説」に合致しない施設(4)又は記述のない施設

(備考)

(1) 「その他」の区分以外の設備は、「水道施設設計指針・解説」に準拠する。

(2) 既設の横流式に傾斜板を設置する場合は除く。

(3) 粉末活性炭の投入等特別な設備を設けず、臨時に行うものは除く。

(4) 軽微な変更を除く。